

# 平成23年度 保育所(園)入所児童募集

平成23年度の公立保育所・認可保育園への入所(園)児童を次のとおり募集します。

## 【入所(園)対象児童】

西原町内にお住まいで、保護者が仕事や病気、出産などのために児童を保育するのに支障のある世帯

## 【申込受付期間】

11月15日(月)～11月30日(火)

〈午前8時30分から午後5時まで(但し、土・日・祝日及び正午から午後1時までを除く)〉

## 【申込受付場所】 福祉部福祉課(第五庁舎)

◇ 希望保育所は自由に選択できますが、申込児童が定員を上回る場合は、保育に欠ける程度の高い者から順次入所の承諾を行います。

◇ 保育料については、世帯状況・世帯の所得状況及び年齢等によって決定されます。

◇ 申込に必要な用紙等(様式)は福祉部福祉課に準備しています。

※随時募集で既にお申込をしている保護者の皆様は、改めて新規の申込が必要になりますので、ご注意ください。

## 【公立保育所・認可保育園一覧】

保育所(園)名	所在地	電話番号	定員
西原保育所	与那城192	945-2567	60人
坂田保育所	翁長665	945-5306	100人
西原白百合保育園	翁長303	945-4534	120人
愛和保育園	小那覇337-2	945-4418	120人
さざなみ保育園	安室196-1	945-1164	110人
さざなみ保育園(分園)	桃原76	945-3535	40人
小川保育園	小橋川1-2	946-6057	60人
さくらんぼ保育園	翁長522-4	946-1340	90人
さわふじ保育園	小波津648-3	946-2540	90人
さうんど保育園(※)	棚原183-1	945-2397	90人

※ さうんど保育園は平成23年4月開園予定

【保育時間】 月曜日～土曜日 午前7時15分～午後6時15分 ※休園：日曜日・祝日及び年末・年始の休日

【延長保育】 月曜日～金曜日 午後6時15分～午後7時15分

## 【障害児保育ご希望の方】

【障害児保育】 心身に障害をもち、保育に欠け、集団保育が可能な児童が対象です。

対象児童の療育手帳・特別児童扶養手当証書等の写しを添付してお申込ください。

【申込受付期間】 11月1日(月)～11月12日(金)

午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日及び正午から午後1時までを除く)

【申込受付場所】 福祉部福祉課(第五庁舎)

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311(内線124)

# 11月28日は沖縄県知事選挙です!

あなたの1票は大切な1票、投票に行きましょう。

投票日の当日に用事などで投票できない人は、前もって投票することのできる期日前投票を利用しましょう。

## 【期日前投票】

期間：11月12日(金)～27日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

場所：町役場第5庁舎会議室

【お問い合わせ】 西原町選挙管理委員会 明るい選挙推進協議会 ☎945-5011

# 平成21年度 健全化判断比率等の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。この法律では、市町村の財政の状態を判断する四つの指標(①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。)及び公営企業(水道・下水道事業など)の経営状況を示す指標(※以下「資金不足比率」と表します。)が定められ、各市町村は毎年その指標を公表することになりました。

平成21年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率及び資金不足比率は黒字となりました。③実質公債費比率は10.5%、④将来負担比率は78.6%で、いずれも早期健全化基準(※用語解説を参照)を下回りました。しかし、本町の財政状況が厳しいことには変わりなく、引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えています。

## 【健全化判断比率】

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	20.0%
②連結実質赤字比率	—	40.0%
③実質公債費比率	10.5%	35.0%
④将来負担比率	78.6%	—

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

## 【資金不足比率】

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0%	※資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—	20.0%	※資金不足なし
土地地区画整理事業特別会計	—	20.0%	※資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

## 【用語解説】

早期健全化基準	基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
経営健全化基準	基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の赤字額の*標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の*標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額の*標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。
将来負担比率	現時点での借入金の残高をはじめ、退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の*標準財政規模に対する比率です。
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模(営業収入)に対する比率です。
*標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。

○この記事に関する情報はホームページでも公表していますので、ご覧ください。昨年度の状況や対象となる各会計のイメージ図も掲載しています。

[西原町トップページ(<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>) → 西原町役場のご案内 → 財政 → 平成21年度 → 平成21年度西原町健全化判断比率等の公表]

【お問い合わせ】 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533(内線214)